

第14回 官業民営化等WG 議事録（国土交通省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月22日（金）11:30～12:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室

3. 項目：自動車登録

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、大橋専門委員、福井専門委員

○国土交通省

自動車交通局 技術安全部 管理課長 花角 英世（以下「花角管理課長」という）

○福井専門委員 お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、御説明を7、8分を目途にお願いできますでしょうか。

○花角管理課長 それでは、国土交通省の自動車交通局の管理課長をしております花角です。よろしくお願いたします。

いただきました御質問に回答する形でお手元に資料を配らせていただいているかと思いますが、まず最初に「当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教授願いたい」ということでありましたので、まず私どもは、実は、道路運送車両法の中で第24条の第1項でございますけれども、国土交通省の職員の中から国土交通大臣が自動車登録官を任命して、その者に登録に関する事務を執行させるというふうに規定されているということが、まず第一に挙げられるかと思います。

また併せまして、その第2項におきまして、この自動車登録官の任務や服務あるいは研修については国家公務員法、それに基づく人事院規則のほか、特別に法令を定めるということになってございまして、これを受けまして、国土交通省令が定められているところであります。

内容的には、登録官として任命する基準ですね。その服務。こういうことに気を付けなければならないとか、そういった服務。あるいは研修、こういったものについて、こういうタイミングで研修なさいということが、この省令の中に規定されているところであります。これらの規定が置かれた当時の考え方、あるいは現在でもそれが妥当していると思っておりますが、登録に関する事務に従事する職員というのは、各種の行政法規あるいは民事関係法規、例えば、相続に関する事務、相続に関するいろんな複雑な事案もあります。あるいは会社の破産法制。そんな関係での所有権の確認等を行うような場合もあります。そういった関係法規についての専門的な知識が必要なんだと。

また、年間1,800万件、現在では登録の件数があるんですけれども、そういった多数の案件を厳正、迅速かつ確実に処理していくというためには、一定の訓練、研修が必要だということ。あるいはそれが全国ばらばらになってはまずいわけですし、質の一定の水準を確保するといった考え方から規定が置かれたところでございまして、現在においても私どもは、それは妥当していると思っております。それが第1点目でございます。

それ以降の質問は、前回のヒアリングの中でも御議論させていただいたと思っておりますけれども、「自

自動車の登録業務に際して、他行政機関と連携する必要があるから公務員が業務を行うべきである、とのことだが、連携することと業務の実施主体を民間にすることは相関関係はないものと考えられる。この点についての見解如何」ということで、私どもとしては、前回申し上げましたけれども、この自動車の登録というのは他の行政と制度的に一体性を持たされているものが随分ございます。例えば、自動車重量税の徴収。今度、来年の1月1日からスタートしますけれども、自動車重量税はその還付も始まります。あるいはリサイクルとの関係。さらに、税関さんとの関係があるんですが、輸出許可の際、登録の状況を確認し、また、輸出が確実になされて初めて抹消登録ができるとか、そういった他の行政が登録というタイミングをつかまえて、いろんな行政上の効果をねらってくる。そういった自動車に関する行政の一定の関所のような感じになっているところはございまして、そういう意味で行政が非常に重なる、あるいは連携しなければならないというところから、緊密な連携あるいは円滑な連携といったものを考えると、公的機関同士であることから生ずる信頼感といったものが、私どもは実態上、それがベースになって円滑に行われているのではないかというふうに考えてございます。

残りの御質問でありましたけれども、仮に民間が自動車の登録業務を行うと仮定した場合に、当該民間に対して守秘義務あるいはその中立性の保持義務を法令でかけることで中立性や公平性が担保されるのではないか、あるいはその公権力の行使や行政処分をなし得る主体が公務員であるという必然性はないから、仮に行政処分性があっても、公務員以外が行うことは不適切であるとは言えないのではないか、こういった御質問でありましたけれども、これにつきましても、確かに一つの考え方として、守秘義務あるいは中立性の保持義務を法令で規定するということによって、制度上、中立性、公平性を担保できるというふうに考えたとしても、また行政処分を公務員以外の者に行わせるということは、一種の立法政策の問題だという御指摘が妥当するとしても、登録業務が国によって実際管理され、厳正な手続によって行われているということで、初めて国民の信頼感といったものが生じているのではないかと。そのことによって所有権の公証という、極めて重要な業務の機能が発揮できるということ。あるいは先ほど申し上げました、公的機関同士による信頼感が基礎となって行政の連携といったものが円滑に行われているのではないかということを考えますと、どちらがより適切かという議論をすれば、今の行政機関で行っている形の方がより適切ではないかというふうに考えているところであります。

御説明は以上であります。

○福井専門委員 では、質疑とさせていただきます。いかがでしょうか。

○大橋専門委員 何点か、ちょっと教えていただきたいんですが、その専門的な知識が必要だから、いろいろな研修をやっていると言うんだけど、この自動車登録官という人に対して、どんな研修をやっておられるんですか。

○花角管理課長 例えば、運輸局レベルでやる場合もありますし、本省レベルでやる場合、いろんな形があり得ますけれども、例えば、つい最近やったもので言えば、本省に3日間ほど全国から、全員が来るわけには行きませんので、50人単位ずつくらい来ていただいて、最近の私どもが当面している登録関係の諸問題についての本省サイドからの説明や、あるいは日々の業務の中で生じた問題点の地方局側からの問題提起。そういったディスカッションから始まりまして、實際上、登録官になるため

には、いろんな行政法規の理解が必要ですので、そういった法令の解釈についての講義。ケーススタディーについてのディスカッション。そういったことを行っております。これは毎年定期的に人間を入れ替えながら研修しているというのが実態です。

○大橋専門委員 自動車登録官にとって最も必要な資質とか、あるいは知識というのは何ですか。行政法規の解釈力ですか。

○花角管理課長 1つだけではないと思いますが、間違いなく道路運送車両法についての理解は必要だと思いますね。そのほか、例えば、先ほど御説明した省令などにも書いてあるんですけども、自動車の流通に関する実態についても勉強しなさいと書いてございますし、あるいは自動車の構造ですとか装置についての知識を習得しなさいということも書いてございます。

先ほど申し上げました、例えば、研修テキストなどもあるんですけども、やはり登録事案で持ち込まれるものの中には、例えば、そういう相続に伴って所有権の移転がどうなったかとか、あるいは破産、清算、会社更生法などの関係で、この法人が所有していた車がどういうふうな形で移転するのか。そういった事案も持ち込まれますので、そういった民事関係の法規についても理解が必要であるというふうに考えています。

○大橋専門委員 だから、そういう知識とか資質というのが必要だとしても、そういう知識だとか資質というのは、民間の職員であっても十分持つことが可能なんではないんですか。

○福井専門委員 併せて申し上げますと、道路運送車両法の7条に申請項目がありますね。社名、型式、車体番号、所有者氏名、本拠等ですね。それから、基準があって、新規登録の基準8条が、受理したときは次の場合を除き新規登録しなければならないということです。き束行為でありまして、所有権がない場合、新規検査を受けて保安基準に適合すると認められるのでないときなど、極めて明確な基準がある。要するに、これらを判断する上で一体どういう素養が要するという前提でしょうか。

こういった判断をするために、恐らく研修をされたり、何らかの運用マニュアルをつくっておられると思うんですが、そのポイントはなんでしょうか。

○花角管理課長 ですから、今申し上げたことの繰り返しになりますけれども、新規登録というのは比較的簡単なケースが多いと思うんですが、移転登録、変更登録あるいは抹消登録といった、登録にもいろんな種類がございます。そういったときに今、申し上げました民事関係の法規、あるいは商事関係の法規、そういったものが。

○福井専門委員 例えば、どういうふうに使うんですか。

○花角管理課長 ですから、例えば、相続でこの車の所有権は私に来了という申請者があらわれたとして、それが本当に間違いなく相続に基づいて、その車を取得したのかどうか。やはりその確認が要る。それは所有権のまさに申請者が。

○福井専門委員 それは何をもって確認されるんですか。

○花角管理課長 それは相続関係のいろんな申請書類を出していただく必要性がございます。

○福井専門委員 それを判断するために、どういう専門知識が要るんでしょうか。

○花角管理課長 ですから、少なくとも相続というものはどういう形で規定されているのか、最低限その民法の相続、親族のところは必要になりますね。

○福井専門委員 相続があったということを証する書面が提出されれば、その書面について、例えば虚偽でないとか、あるいは不備があるとかということがなければ、法律の知識ではなく、単に文字が読めて照合できれば、だれでも判断ができることです。何ゆえにそれが専門的な知識なんですか。

○花角管理課長 文字が読めてとおっしゃるのは、それは多少筋違いかと思いますが。

○福井専門委員 今、相続のことを申し上げているんですが、相続があったかどうかというのは、勿論それを証するに値するいろいろな書類はあります。しかしそれらは極めて機械的で形式的に決まっているものです。何ゆえにそれが民法の高度な知識とか行政法の高度な知識と関わるのか。

○花角管理課長 確かに、私自身は相続の個別の具体事案をこの場で承知しておりませんので、本当にその相続が。

○福井専門委員 個別のことに応じてでないと難しいということですが、やはりこういう場合に難しいということを教えていただかないとわからないですね。

○花角管理課長 例えば、実際に起きた事案があれば、お出しの方がよかったのかもしれませんが、その相続が発生したからと言って、必ず一義的にその申請に来た人が間違いなく、例えば、この車を相続したかどうかというのは、そんなに簡単に証明されるものなのかということなのです。

○福井専門委員 どういう書類ですか。具体的に相続を証する書類として、何を提出するように求めているんですか。

○花角管理課長 済みません。今は私、その点について直接、承知しておりませんので。○福井専門委員 どなたか別に部下の方でもいいですけれども、具体的に教えてください。それがどれぐらい高度かということを今ここで議論したいんです。

○国交省担当者 登記簿、謄抄本とか、あるいは。

○福井専門委員 すべて教えてください。

○国交省担当者 すべてというのはケース・バイ・ケースでございますので、それは例えば、複数で相続した場合もあると思いますし、それはまさに裁判所でも、それは本当にその人が所有権が移転したかということを判断するというのは非常に、簡単なケースもあるだろうし。

○福井専門委員 難しい例を具体的に教えてください。こういう場合に難しかったという例です。ちょっと信じられないものですから。相続があったかどうかについて、自動車登録官の前で疑義が生じ、彼らが未然に虚偽の相続の登録申請を防いだというような、そういう極めて高度な知識を駆使された例を具体的に教えて下さい。

○国交省担当者 これが高度かどうかわかりませんが、事例として問題になったケースとして、これは本当に一例なんですけれども、遺産相続で相続人は母、成年の子及び未成年の子の3人であるが、このうち成年の子に遺産を集中する場合、未成年の子に特別代理人を選任する必要があるか。例えばです。私もちょっと答えがすぐ出ないですけれども。

○福井専門委員 それは具体的にどういう事案として争われたんですか。照会回答みたいに見えるんですけれども。そういうのではなくて、こういう事例で具体的に困ったとか、あるいは高度な判断ゆえにうまく処理できたということの例を教えてください。

○国交省担当者 ですから、こういうことが相談があって困ったということを聞いています。具体的

にその何月何日にこういうこと。

○福井専門委員 後ほどで結構ですから、先ほど来おっしゃっているように、民法の高度な知識とか行政法令に関する高度な知識がないと判断できなかった具体的な事例を、例えば、過去1年とか3年とかさかのぼってすべて教えていただけますか。

○花角管理課長 私自身は、高度という言葉は使っておりませんが、民事関係の法規の知識等が必要だと申し上げただけです。

○福井専門委員 ですので、それが要するにここでこういう身分で登録官として雇われた公務員の方以外には成し得ないんだということの具体的な論拠を教えてくださいたいわけです。今日の御説明では、全くそこにお答えになっておられないので、これでは理解いたしかねます。

併せて申し上げると、専門的な知識についてです。今の事例にかかわらずですけども、具体的に運用マニュアルに即して、どういう判断をすることを指導しておられるのか、具体的なマニュアルとそれに対する応答。応答と言いますのは、例えば、その当該登録官がどのような質問を発して確認するのか、どのような書類を求めて確認するのかということの事務の流れの詳細がすべて明らかになる資料を後ほどお出しいただきたいと思います。

併せて、この2点目の自動車重量税、リサイクル、税関といったさまざまな行政分野の一種の関所で行政が重なっている、要になっているというお話がございましたが、これは自動車や重量税とリサイクルと税関ですべての限定列举ですか。それとも、ほかにあるのなら、すべて教えてほしいんですが。

○花角管理課長 制度上は重量税、都道府県税であります自動車税、税関、輸出関係です。リサイクル。これが制度上のものですね。そのほか、行政等の連携という意味では、警察行政との連携が非常に大きい部分があります。

○福井専門委員 それはどういう例ですか。

○花角管理課長 例えば、盗難の防止等ですね。車庫とばしといったような事犯の防止。○福井専門委員 どういう形で連携を図るわけですか。警察からの何らかの問い合わせに対して回答されるということですか。

○花角管理課長 實際上、警察庁さんの方から、その盗難車情報といったものが提供されますので、それに基づいて、私どもは盗難車と該当されたものについては、窓口で把握していった上で、それに係わる申請が出てくると対応をどうするかということになります。○福井専門委員 それは例えば、警察から事前に連絡があって、盗難車両の申請が出てきて、その後例えば犯人逮捕に至ったものというものはあるんですか。

○花角管理課長 それはあります。

○福井専門委員 それも具体的な事例を後ほど教えていただけませんか。

併せて、今、例にお出しになられたすべてですね。要するに、公的機関同士でいろいろ情報交換がなされているというものを、制度上のもの、運用上、事実上のものを含めて、すべて後ほど資料で御教示いただくとともに、それぞれについて、今の警察の例に類似したような意味での具体的なやりとりの内容。何の問い合わせを受ける、あるいは何の情報を経由して、それがいかなる

意味でほかの行政分野なり、あるいはこの登録事務固有の有益な情報として活用できているのかという具体的な事務処理内容。これも具体例に基づいて、いかなる意味でそれが専門的な判断であるかということもわかるように教えていただきたいと思います。

信頼感のところですが、これは国民の信頼感とか公的機関同士の信頼感というのは、何かデータなり具体的な証拠はあるんですか。要するに、この登録官が法令上の守秘義務にかかったとしても、公務員という形式的身分を離れたら、そんなやつは絶対信用できないと言っている公的機関が具体的にあるのかどうか。あるいは国民の意識を調査したアンケート結果でもあるのかどうか。

○花角管理課長 それはアンケート結果とか、そういうのはございませんけれども、公務員あるいは行政機関等、同じような意味で使いますけれども、例えば、所有権の公証という関係で言えば、やはり国が行っているということに対する国民の信頼感というのがあるんだらうと、私どもはそう思っている。

○福井専門委員 そちらの見解では困るので、相手になるような税関やリサイクルや重量税の部局のどのポストの何という方が具体的に何とおっしゃっているのか。それを教えていただけますか。

○花角管理課長 それは是非、逆に聞いていただけた方がより客観的かもしれません。

○福井専門委員 これはそちらが信頼感がないとだめだとおっしゃっているんだから、主張されることは、ちゃんと事実を示していただかないと。

○花角管理課長 ですから、それは私どもがそういうふうに理解しているということです。例えば、警察庁さんであれば、私どもが国土交通省、あるいは国の行政機関ということで連携を十分効率的にできるというふうに彼らも思っていると。

○福井専門委員 彼らはそう思っていてほしいという願望としてはわかりますけれども、これはやはりデータと論理に基づいて政策を議論する場ですから、こういう単なる願望や主観的意思表示に基づくことで政策を決定することは差し控えていただきたいと思います。○花角管理課長 願望というよりも、私どもの認識です。

○福井専門委員 それについて、例えば、電話でも聞けるようなことをだれ一人にも聞いておられず、あるいはデータや社会意識調査も全くなくして言うておられるということ自体が、手続的、方法的に極めて不穏当だということをこの場で申し上げておきます。

○大橋専門委員 私の感を言えば、課長がおっしゃった信頼感というのは、ある意味でちょっと言葉がきついいけれども、虚構なのではないのかなというふうに思うような。

○鈴木主査 フィクションという意味ね。

○大橋専門委員 そういう認識の上に立っているというふうに思いますね。

○福井専門委員 併せて、この自動車登録官の資格については、登録官職という国家公務員試験があるんですか。

○花角管理課長 いえ、それはありません。

○福井専門委員 どういう身分の方ですか。例えば、一種、二種、三種とか、あるいは法律職、経済職とかいう区分の、どういう方ですか。

○花角管理課長 そういう試験区分ではございません。

○福井専門委員 具体的にはどういう区分で採用された人ですか。

○花角管理課長 国土交通省職員の中から、先ほどの省令の中に、例えば、自動車登録に関する業務を5年以上行った者とか、そういう要件で採用しています。

○福井専門委員 もともと入省するときには、どういう資格で入っている人たちですか。○花角管理課長 それは実態上はほとんどは事務官ですね。

○福井専門委員 一種、二種、三種の区分は。

○花角管理課長 それは、現状は二種、三種の方が中心だろうと思います。

○福井専門委員 具体的に、今、現員の中の方が採用時に一種、二種、三種のそれぞれ何職で採用された方か、その後、具体的にこの登録事務に例えば、何年携わっているのかということを概数で結構ですので、御教示いただけませんか。

○花角管理課長 そうですね。それはできます。

○福井専門委員 あるいは平均的なものでも結構です。一個一個は大変でしょうから。

今お聞きすると、二種、三種の方がほとんどだということですが、三種は、公務員試験の建前上は高校卒業程度ということになっていますが、法律の専門的高等教育のトレーニングを受けていない方をあえて採用するという建前です。その方がここに携わってトレーニングを積んでできることが、例えば、外部の司法書士や弁護士にはできない、専門性が劣るからできないということの論拠は何ですか。

○花角管理課長 専門性が劣ってできないと、私どもは申し上げていません。

○福井専門委員 でも、この1番では、要するに専門的な訓練が要求される。だからできないと明確に述べておりますね。

○花角管理課長 ですから、ここでこういう規定を置いたのは、登録官についてはそういう専門的に訓練をやって、迅速、厳正かつ確実に処理させると。

○福井専門委員 ということは、その専門的な知識において、現員の検査官と同等のレベルの方が民間でやるのであれば、何ら問題がないという理解でよろしいでしょうか。

○花角管理課長 その点に関して、十分トレーニングされれば、それは同じことになると思いますね。

○福井専門委員 そうすると、唯一の論拠は信頼感ですね。全く具体的証拠を持たずに、ただ、主観的におっしゃっている信頼感だけが唯一の懸念であるという理解で本日の会議は成果を見たという理解でよろしいですか。

○花角管理課長 ですから、勿論、例えば、そういう訓練を十分に全国でやられて、一律の基準で現在の今のような登録業務をやれるかやれないかという議論をすれば、それは論理上はやれるということは、私どもは否定はできないと思うんですけども、それが果たして効率的なのかどうかとかいう別な観点の議論はあるのかもしれない。

○鈴木主査 ちょっと聞きますが、この方は運輸事務官ですね。だから、運輸省の職員ですね。つまり、独立行政法人ばやりのなかで、独立行政法人にはなっていないわけですね。○花角管理課長 はい。国土交通省の職員です。

○鈴木主査 これは昔言われた地方事務官というジャンルに入っておった人たちですね。○花角管理

課長　そうです。

○福井専門委員　今、何人いらっしゃるのでしょうか。

○花角管理課長　全国で約一千名。

○鈴木主査　それで、お話を聞いておるけれども、私どもは今登録を扱っている。工業所有権とか、そのほか、さまざまな意味での専門性を主張されても、それはあるでしょうと言っているのです。課長の今の御説明を承っておると、いかにもその専門性とか何とかとかいうことで、民間ではとてもできないのだという議論は、どう考えても、この幾つかの登録の中で当てはまらないもののトップに来ますね。そういう問題ですから、我々がこれを取り扱っていくに当たって、こういうような業務を、それも本省で、地方事務官がいろいろな歴史を引っ張っているというのは、私も知ってはおりますけれども、本省でやり続けるというのは、我々はそんな答申案などは書けないですよ。

そういうことですから、今ここに書いておられるような理由で、この我々の審議を通過することは無理だということで、何か別の対応策、つまり我々に対して講ずる方法というのをもう少し具体的に考えて、相談してもらおうというふうに、考え方とスタンスを変えていただかないという感じがします。

○花角管理課長　私どもは、その点につきましては、今の形態が一番合理的だと思っておりますので。

○福井専門委員　同じ主張をまた繰り返されるのであれば、今度は例えば、審議官、局長クラス、事務次官クラスなど、幹部の直接の御見解を伺うという前提で、徹底的に議論させていただきます。

○大橋専門委員　今のお二人の質問に関連して、自動車登録の申請から登録までの一連の事務の中で、いろいろな事務がありますね。その書類審査した結果をコンピュータに入れるとか、あるいは出力するだとか、そういうような一連の事務の中で、現在、民間委託をしているものは全くないと考えてよろしいんですか。

○花角管理課長　登録ということに関して言いますと、勿論、賃金職員を一部、繁忙期に使うとかありますけれども。

○大橋専門委員　ナンバープレートを振るのは。

○花角管理課長　それはもう委託しています。登録の外の部分ですけども、関連する部分としてのナンバープレートの委託ですとか、封印の取り付けの委託ですとか、あるいはその登録が始まる前の話しですけども、手数料は印紙で納付していただきますので、印紙の売りさばきですとか、そういった周辺部、あるいは接続部ではもう委託をして事業を進めているところであります。

○大橋専門委員　そうすると、その登録申請から登録までのプロセスというのは、すべてを自らやっている。そう理解してよろしいですね。

○花角管理課長　そうです。

○大橋専門委員　そこに何か工夫が考えられないのかどうか、是非検討して欲しいと思うんですね。先ほど、私が言ったコンピュータへの入力などというのは、これはやり方によっては民間に委託することも検討の対象になると思うんですね。そういう検討もされないで信頼感が云々とかいうことで、全部だめだというのはちょっとあれですね。

○花角管理課長　確かに事務の一部の中でのお考えというのは勿論一つあり得ると思っておりますけれども、ただ、現状は結局職場の中で、人間が交代で回りながら作業をする、手薄なところに入る

というふうな形でやっておりますので、なかなかそういう切り分けというのは、現実問題としては難しい部分があると思っております。

ただ、先ほどの繁忙期等で、やはり人手が足りないときに賃金職員を使うとか、そういったことは現実問題として行っているところであります。

○福井専門委員 先ほど、主査も申し上げましたが、自動車登録業務というのは、今、我々も膨大な数のこの種の業務をお聞きしておりますが、文字どおりトップです。要するに、全く裁量性がなくて、しかも法律判断などははっきり言ってほとんど必要とされない。こういう業務で登録を、より専門性や高度の判断能力がある方が民間で例えば、行政書士、司法書士、弁護士というような形で、いっぱい存在しているにもかかわらず、公務員でやらねばならぬという必然性は、他と比べても最も理解できない筆頭格です。そういう位置づけであるということは、くれぐれも御認識いただいた上で検討いただきたいと思います。

先ほどからお願いした資料も相当膨大なものがあると思いますが、具体的にできるだけ詳細に建設的な議論の基礎となるようなものとして、きちんとおまとめいただきたいと思います。その上で方向としては、先ほど来、私どもから申し上げているとおりの方向で御検討をいただかないと困るという案件でございますので、是非前向きに受け止めていただきたいと思います。

○鈴木主査 独立行政法人にならなかったときの理由というのは御承知ですか。

○花角管理課長 ならなかったというのは、そういう議論がそもそもあったのかどうかがよくわからないんですけれども。

○鈴木主査 ヒストリーをあなたは余り知らない。

○花角管理課長 独立行政法人の対象をどういうものにするのかという議論の、その当時の議論は承知しておりません。

○鈴木主査 承知していないのね。では、今の福井専門委員が言いましたけれども、私も言いましたけれども、そういう問題ですから、これは帰って上層部に至急、私どもがさっき強く申し上げた事を報告してください。それをお願いいたします。

○福井専門委員 よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。